

訪問歯科診療 Q & A

Q：どのように訪問歯科診療を申し込めばいいですか？

A：まずかかりつけ歯科医院、ご希望の歯科医院がございましたら直接その歯科医院にご依頼下さい。どこに依頼したらよいかわからない場合は、岩見沢歯科医師会、または美唄歯科医師会へ申込書をFAXもしくはE-mailで送付して申し込んでください。

- ・岩見沢歯科医師会・・・岩見沢市、三笠市、夕張市、栗山町、長沼町、由仁町、南幌町、月形町
- ・美唄歯科医師会・・・美唄市

歯科医師会に申し込まれた場合、簡単には以下のような流れになります。

1. 訪問歯科診療の申し込み
岩見沢歯科医師会または美唄歯科医師会へ申込書をFAXもしくはE-mailで送付
2. 訪問歯科診療の実施の検討・歯科医院の選定
かかりつけ歯科、希望歯科があれば優先して選定
対象にならない時は歯科医師会より連絡
3. 訪問日時の調整
担当歯科医院より本人、家族もしくは介護者に連絡
4. 初回診療の実施
5. 治療開始

Q：訪問歯科診療を行う日時のアポイントの調整は歯科医師会でしてもらえますか？

A：訪問歯科診療を行う歯科医院が決まり次第、その歯科医院と直接電話等で訪問日時を決めることになります。

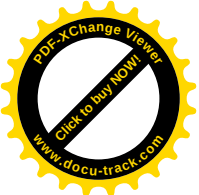
Q：訪問歯科診療を行う時間帯は、歯科医院の外来の診療時間によっても限られますか？

A：各歯科医院の診療体制により異なりますので時間帯については各歯科医院と調整という形になります。

Q：訪問歯科診療の対象者はどのような方ですか。

A：訪問歯科診療を行う場合、保険の基準に照らして通院困難な方に限られるという規定がありますので寝たきり・認知症等で歯科医院に通院が困難な方が対象です（寝たきりの状態のもののみならず、認知症等で心身状態が医学的に困難な者、障害があって歩行困難な方など外出困難な者も含まれます）。

年齢の制限はありません。在宅での診療を希望される方、病院・施設等で希望される方が対象となります。ただし、病院・施設では予め診療の承諾は必要となります。



Q：病院に入院中の患者も訪問歯科診療は可能ですか

A：入院している方でも治療を受けることが可能です。ただし、入院先に歯科がある場合、医療保険制度上、歯科治療も原則的に入院先で受けることになります。かかりつけ歯科医院による訪問歯科診療を希望しても保険ではできません。かかりつけ歯科医から入院先の歯科にいままでの歯科治療の内容や段階などを情報提供してもらい、それをもとに、入院先の歯科で入院のきっかけとなった病気の治療計画や全身状態などをふまえ、歯科治療を継続することになります。歯科がない場合も担当医の許可が必要になります。

Q：病院から訪問歯科診療を依頼する際に、診療情報提供を行う必要はありますか？

A：医科との連携は重要と考えております。患者さんの病状により歯科医師の判断で情報提供が必要と判断された場合は、診療情報の提供をお願いします。逆に、主治医の判断で歯科医師への情報提供が必要と判断される場合は、情報の提供を受けます。

Q：施設にデイサービスで訪れる方が訪問歯科診療を依頼することは可能ですか？

A：デイサービス利用中の方は、訪問歯科診療は受けられません。

Q：診療内容はどこまでできますか。

A：口腔にかかわる疾病全般に対応しますが、携帯器具、設備、患者の容態・体調により制約があり、できないこともあります。

Q：具体的にどのようなことができ、どのようなことができないのか？

A：＜ほぼ可能な事＞

- ・ 小さいむし歯（充填処置）、歯周病の治療、予防（歯石除去）
- ・ 入れ歯の作製、修理、調整
- ・ 口腔ケアで感染症や誤嚥性肺炎の予防（口腔内清掃等）

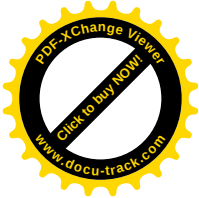
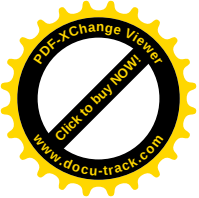
＜状態によりできない場合もあるもの＞

- ・ 抜歯（歯の状態、体調、服用薬により）
- ・ 摂食嚥下のリハビリテーション（対応できない歯科医院あり）

＜できない場合が多い事＞

- ・ 金属冠の作製
- ・ 歯の神経の治療
- ・ 高度な技術を要するもの（埋伏歯の抜歯、インプラント等）

簡単に分けると以上ようになりますが、主訴、口腔名の状態、体調等を総合的に判断して個々に応じて治療内容を決めることになります。



Q：摂食・嚥下機能に関する診断・評価を依頼することは可能ですか？

A：摂食・嚥下に関しての相談があった場合、難しい場合もありますが可能な範囲で対応させていただきます。

Q：施設内で利用者を集めて口腔ケア指導を行う際、指導者の紹介も行いますか？

A：現在のところ歯科医師会では対応しておりません。協力歯科医院と直接交渉してください。

Q：口腔ケアのみでも訪問してもらえますか？

A：歯科衛生士による口腔ケアは可能ですが、歯科医師の診断を基に行われますので、初めに歯科医師による診察が必要になります。また定期的に行う事は保健上認められておりませんので、必要に応じてその都度行う事となります。

Q：訪問診察料はおよそいくらぐらいかかりますか？

A：保険の自己負担割合、治療内容によって違いがありますが、一割負担のとき、1回につき1500円から2500円位が目安となります。

例）入れ歯の修理の場合、概ね2000円程度

入れ歯の新製の場合、1床当たり概ね4～5000円程度

料金、治療期間などについては、お口の状態や希望内容によって異なりますので、ご不安な点は、お伺いする歯科医師に遠慮なくご相談下さい。

Q：医療保険が適応になるのですか？

A：基本的に保険診療になります。通常の自己負担と同様の取り扱いとなります。

Q：居宅療養管理指導を依頼した場合、ケアプラン作成時にサービス提供書を医院側に提供する必要はありますか？

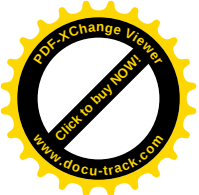
A：歯科医院は居宅サービス事業者として認められています。居宅療養管理指導を歯科医院に依頼した際に、サービス提供書の提出の必要はありません。

Q：どの地域まで訪問歯科診療は可能ですか？

A：特殊な事情を除き、歯科医療機関との距離が16キロメートル以内である必要があります。

Q：交通費はかかるのですか？

A：治療費とは、別にご負担いただく場合があります。訪問歯科診療の担当の先生とご相談下さい。



Q：治療費に関して、支払いはどのようにすればよいですか？

A：歯科医院によって異なりますが、その場でお支払いいただくこともありますし、後日、
家族の方等が歯科医院を訪れ支払うこともあります。

Q：付き添いはいた方がよいですか？

A：ご家族、もしくは介護者の方の付き添いをお願いします。お口の中を見るので、なるべく明るい部屋で洗面器、タオル、ティッシュペーパー、コンセントを用意して下さい。